備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等 を内容とする一般事業主行動計画が策定され、 これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期としてすべての地 方公共団体に策定が義務付けられており、都道 府県及び市区町村においては、平成21年度中に 策定した後期行動計画に基づき、取組が進めら れた。一方、一般事業主行動計画については、22 年12月末現在で策定し、都道府県労働局への届 出が義務付けられている従業員301人以上の大 企業の93.6%が届出済みとなっている。また、平 成23年4月1日から届出等が義務付けられる従 業員101人以上300人以下の企業の15.2%が届 出済みとなっており、策定・届出が努力義務と なっている100人以下の企業においては23,237 社が既に届出済みとなっている。さらに、次世代 法に基づき企業が行動計画に定めた目標を達成 したことなどの一定の基準を満たした場合は、 申請を行うことで都道府県労働局長から認定さ れる仕組みが19年4月から開始され、22年12月

末現在で1,016社が認定を受けている。

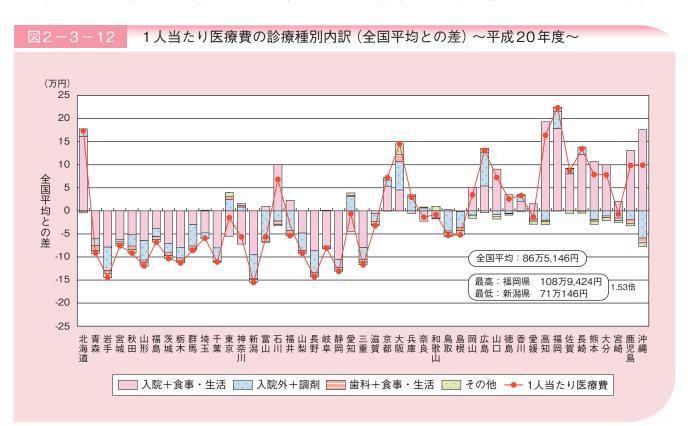
### (7) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行った。

なお、平成21年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、783(43.5%)であり、前回20年3月末時点調査の698(38.4%)から5.1%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1.090(60.5%)であった。

## 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会



対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとする NPO等やシルバー人材センターにおいて行 う活動は、自己実現への欲求及び地域社会 への参加意欲を充足させるとともに、福祉 に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世 代間、世代内の人々の交流を深めて世代間 連帯や相互扶助の意識を醸成するものであ ることから、誰もが、いつでも、どこでも、 気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊 重しつつ、基盤の整備を図る。

#### (1) 生涯学習社会の形成

#### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を策定し推進体制の整備を図ることとし、平成18年12月に改正した教育基本法に生涯学習の理念を明記した(第3条)。これらの法

律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めてきた。

#### (ア) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るとともに、生涯 学習を通じて地域活性化等の課題解決を図るこ とを目的として、高知県において、テーマ別の フォーラムや全国の団体等が実施する生涯学習 に関する取組の紹介等を行う全国生涯学習 フォーラムを開催した。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図った。

#### (イ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価され、その成果の評価の社会的通用性の向上が図られるよう、「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」において、検定試験の質の向上や信頼性の確保について検討を行い、検定試験の評価手法や評価の視点・内容、情報公開が望まれる項目等について示した「『検定試験の評価に関するガイドライン(試案)』について(検討のまとめ)」をとりまとめ、公表した。

また、平成22年度においても、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対して学士の学位授与を行った。

### イ 学校における多様な学習機会の確保

## (ア) 初等中等教育機関における多様な学習機 会の確保

新学習指導要領では、児童生徒が高齢社会の 課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・ 中・高等学校において、ボランティアなど社会 奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動 等を含む体験活動の充実を図ることとしている。

さらに、自治体における体験活動の推進を支 援する「豊かな体験活動推進事業」において、「自 然宿泊体験事業~子ども農山漁村交流プロジェ クト~ | の中で、小学校が実施する自然体験や 集団宿泊体験のほか、ボランティアや高齢者と の世代間交流などの体験活動に必要な経費の一 部を補助した。

## (イ) 高等教育機関における社会人の学習機会 の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、 大学においては、社会人入試の実施、夜間大学 院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制 度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き 続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会 人の受入れを一層促進した(図2-3-13)。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果 を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公 開講座を実施するなど高度な学習機会を提供す ることを促進した。

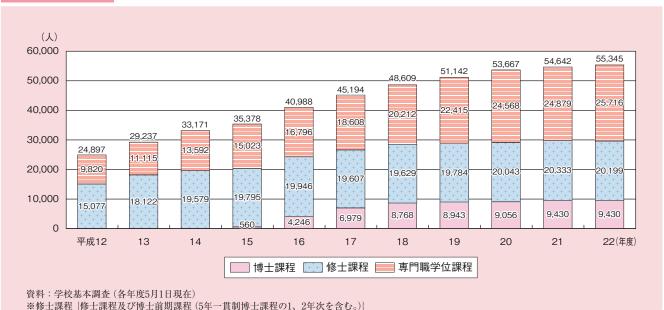
さらに、大学・短期大学・高等専門学校にお ける教育研究資源を活用した、社会人の再就職 やキャリアアップ等に資する短期間の実践的 教育プログラムを開発・普及を支援すること によって、社会人の学び直しの機会の充実を 図った。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送の 身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大 学教育の機会を国民に提供した(図2-3-14)。

#### (ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であ り、地域コミュニティの拠点でもある公立学校 施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学





博士課程 |博士後期課程 (医・歯・薬学 (4年制)、獣医学の博士課程及び5年一貫制の博士課程の3 ~ 5年次を含む。)|

校施設整備指針を示すこと等により、学校開放 に向けて、地域住民の積極的な利用を促進する ような施設づくりを進めている。

また、小・中学校の余裕教室について、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援している。

### ウ 多様な学習機会の提供

### (ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設において、幅広い年齢層を対象とした学習機会の提供が行われた。

また、インターネットを活用した「エル・ネット」教育情報通信ネットワークの運用、ICTを活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究、優れた生涯学習コンテンツの制作・配信等により、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努めた。

#### (イ) 文化活動の推進

国民文化祭の開催等による文化活動への参加

機会の提供、国立の博物館等における高齢者に 対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術 鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興 を図った。

#### (ウ)スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション大会の開催等各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

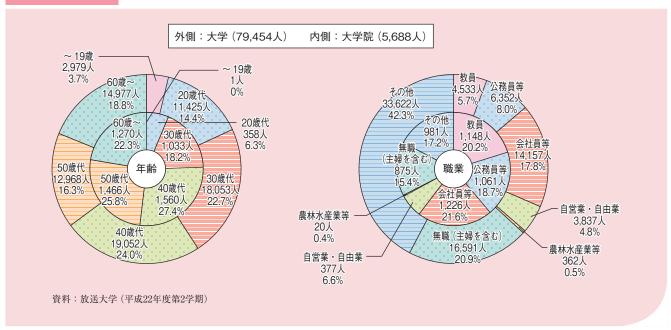
### (工)自然とのふれあい

自然公園等の利用者をはじめ、国民だれもが 自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあ い施設や体験活動のイベント等の情報をイン ターネット等を通じて提供した。

### エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

#### 図2-3-14 放送大学在学者の年齢・職業



このため、有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を支援した。

#### (2) 社会参加活動の促進

# ア 「新しい公共」円卓会議及び「新しい公共」 推進会議

「新しい公共」円卓会議は、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月から6月にかけて開催され、「新しい公共」宣言がとりまとめられた。また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える

多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」 共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会 議からの提案に対する政府の対応をフォロー アップし、結果を踏まえた提案を行うとともに、 「新しい公共」と行政の関係の在り方などNPO 等の活動基盤整備について議論を行っている。 11月に「政府の取組に対する「新しい公共」推進 会議からの提案」、平成23年4月に「情報開示・ 発信基盤整備の在り方について」がとりまとめ られた。

## イ 高齢者の社会参加活動の促進 (ア)高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見いだし、 生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている(図2-

